



一度は来場しておかないかと思ひ、大阪・関西万博へ行つて参りました。当日は、退任が決まつた石破総理の4度目の訪問と重なつてしまい大変混雑するかと心配しておりましたが、2ヶ月前予約で『大阪ヘルスケア』を、当日予約で『GUNDAM』『石黒浩いのちの未来』を、少し並んで『セネガル』パビリオンを回ることが出来、夜まで無事楽しむ事が出来ました。

会場では自販機も含め現金が全く使えなくなつており、そういう意味でも今回のコンセプト「People's Living Lab（未来社会の実験場）」を現わしていたと思ひます。

税務においても今後はキャッシュレス納付やDXが益々進んでいくことになるので、注視する必要があります。



令和7年9月17日
GUNDAM NEXT FUTURE PAVILION
出口にて

所得税の計算方法の基礎

所得税は、個人の1年間の所得に対して課される国税であり、その計算は大きく「所得金額の算出」と「所得控除の適用」という二段階に分かれます。まずは、収入から必要経費や給与所得控除などを差し引いて「**所得金額**」を求め、次に各種の「**所得控除**」を差し引いて「**課税所得**」を確定させます。この課税所得金額に税率を乗じることで税額が算出されます。

所得控除は、納税者やその家族の生活状況を考慮し、税負担を軽減するために設けられています。すべての納税者に適用される基礎控除をはじめ、配偶者控除や扶養控除といった家族関係に応じた控除や、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など支出に基づく控除があります。所得控除により課税所得が減少するので、結果として税額が軽減されます。

たとえば給与所得者の場合、給与収入からまず給与所得控除を差し引き、その後に基礎控除や社会保険料控除等を差し引いた残額が課税所得となります。この課税所得に対して、所得に応じた超過累進税率（5%～45%）が適用されます。

所得計算の例

給与所得者の場合の所得計算

給与収入－給与所得控除＝給与所得

事業所得者の場合の所得計算

事業収入（売上）－経費－青色申告特別控除＝事業所得

課税所得の計算から税額の計算

所得（給与所得、事業所得など）の合計額－所得控除＝課税所得

課税所得×所得税率（5%～45%）＝所得税額

このように所得控除は所得を減額する効果があり、その結果所得税額が減少しますが、所得が少ない場合は全て引ききれない場合もあります。その場合は繰越すことも出来ず、税額の計算に影響がないため、低所得者は全ての所得控除を使い切れないう問題があります。



所得控除の種類

所得控除には、納税者の個人的な事情を考慮して所得税や住民税の負担を軽減するための制度であり、全部で以下の通り様々な種類があります。

社会保険料控除	健康保険、国民年金などの社会保険料を支払った場合に、その全額が控除されます。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済や iDeCo（イデコ）などの掛金を支払った場合に適用されます。
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合に適用されます。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に適用されます。
寡婦控除	夫と死別または離婚し、一定の要件を満たす女性に適用されます。
ひとり親控除	ひとり親で、一定の要件を満たす場合に適用されます。
勤労学生控除	納税者自身が勤労学生である場合に適用されます。
障害者控除	納税者本人、配偶者、扶養親族が障害者である場合に適用されます。
配偶者（特別）控除	控除対象となる配偶者がいる場合に適用されます。納税者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は適用されません。
扶養（特定親族特別）控除	控除対象となる扶養親族がいる場合に適用されます。
基礎控除	すべての納税者が受けられる控除です。
雑損控除	災害、盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合に適用されます。
医療費控除	一定額以上の医療費を支払った場合に適用されます。
寄附金控除	ふるさと納税や特定の団体への寄付を行った場合に適用されます。

これらの控除は、年末調整または確定申告によって適用されますが、雑損控除、医療費控除、寄附金控除の 3 つは年末調整では対応できないため、確定申告が必要です。

* お客様紹介 *

有限会社 プラスアルファ 様

たつの市で 2004 年から訪問看護事業をスタート、今では小規模多機能型居宅介護の事業所・児童発達支援の事業所/ケアサービス・デイサービス等、様々な取り組みをされています。

どの事業所も利用者様が可能な限り住み慣れた地域で療養上の管理の下、通い訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせ利用者様の能力に応じ心身の機能の維持回復、機能訓練及びその居宅において自立した日常生活を営むことを目標に介護事業をされています。

とてもお忙しい方ですが、所長とは前事務所からお付き合い下さっています。今後共、何卒宜しくお願い致します。

【事業】介護施設運営

【住所】兵庫県たつの市揖西町土師 4 丁目
162 番地

【HP】<https://pluss-alpha.com/>



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>



無料
メールマガジン
登録はこちら

